

居合道 だより

第152号

はじめに
三月・四月の予定・破邪剣正

平成30年北九州居合道大会



はじめに

東京オリンピック開催まで一年半を切った先月、衝撃的なニュースが飛び込んできた。

最も金メダルを期待されている水泳の池江璃花子選手が自身の白血病を突然告白した。

金メダルに向かって順調に練習を重ねていた矢先の出来事である。彼女の心情を思うといたたまれなくなってしまう。

たしかに人は誰でも思い通りの人生は送れない。それにしてもあまりにも理不尽、いくらなんでも無限の可能性を持った十八歳の多感な少女には残酷すぎる。

神様は克服できない試練は与えない、必ず復活すると言っているそうである。あの若さでその精神力には驚かされる。今までの死ぬほどの厳しい練習で培ってきたものなのだろう。我々はただ一日でも早い回復を祈るのみである。

そろそろ県や中央の居合道審査会時期がやって来る。今頃、受審予定者は張り切って準備に余念のない頃だろう。

以前、審査に何度も失敗し、諦めて居合そのものを止めていった剣友を何人も見てきた。端から見ていてあと一步というところまで来ていたのにである。本当に残念であった。

居合道の目的は試合に勝つことでも、昇段することでもない。そんなきれいな事は誰だって言える。しかし我々凡人は上手になりたいし、やはり試合にも勝ちたい、昇段もしたいのである。その欲があるから、日々の稽古に張り合いが出来るし、上達もするのである。

そしてそれが生きる励みにもなっていくのである。

そういう目先の欲、目標の連続の先に、いつしか知らぬうちに居合道の真の目的、人間形成へと繋がっていく道があるのだらうと思っている。

しかし先が見えないと、なかなか続けて努力していくエネルギーが湧いてこないのが現実である。だから高い壁にぶち当たると、心が萎えることもあるし、もうこれまでやったのだからと自分を慰めて妥協することもある。

だが、長い経験からひとつだけ分かったことがある。稽古の量と上達の度合いは正比例はしないということだ。強いて言えばそれは弓なりの放物線を描くグラフ上にある。

横軸を稽古量、縦軸を上達度とした場合に、決して45度一直線の右肩上がりではない。経験年数の少ない人ほど、はじめの頃の上達度は鋭角的に急勾配で上がっていく。一方、年数が経つにつれ、その上達度がおだやかに落ちてきて鈍角的になり、やがては平行線になっていく。

20年、30年と修行している人の場合はまた別物なので、いずれ次の機会ということにするが。

その平行線になってきたその時こそが、その人の人としての真価が問われる時でもある。

やってもやっても実績が上がらないし進歩を感じられない。しかし実は、実績が上がらなくても自分で感じられなくても確実に地力は培われているのである。ここでは続けるという強い意志が鍵になる。

継続は力なり

三月・四月の活動予定

3月 21日 木（祝） 北九州居合道大会
北九州県連 北九州総合体育館

4月 7日 日 第49回福岡県剣道連盟武道祭
福 剣 連 福岡武道館

破邪剣正 - 小田 信秋

以前、稽古帰りに交通事故にあって、後部座席に置いてあった模擬刀が追突の犠牲で曲がったということをお聞きしました。ここで改めて会員の皆様に対し、指導者を通じて周知をお願いします。

「軽犯罪法」

第1条

各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

2. 正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者「拘留」とは、受刑者を刑事施設に1日以上、30日未満（最長29日間）の範囲で拘置する刑罰です。

同じような刑罰に「禁固」がありますが、拘留は禁固とは違い執行猶予が付されないため、必ず実刑になります。

また、懲役刑のように、刑務所などの刑事施設での所定の作業を行う必要はありませんが、禁固と同様に受刑者が望めば作業を行うこともできます。

「科料」とは、1000円以上、1万円未満（9999円以下）の金銭を強制的に徴収するという刑罰です。

1万円以上の金額の刑罰の場合は「罰金」になります。

なお、科料の場合も検察庁が保管する「前科調書」に記載されるため、「前科」がついてしまいます。

ちなみに、警視庁のサイトでは条文にある「正当な理由」としては、店で

刃物を購入して自宅に持ち帰ることなどを挙げていて、繁華街等であらまれたときに身を守るための護身用に持ち歩く、というのは正当な理由にはあたらないとしています。

また、ハサミやカッターナイフなどの文房具でも、自宅や居室以外の場所で、正当な理由なしに、すぐに使える状態で持ち歩くと取り締まりの対象になるとしていることにも注意が必要です。

では次に、「銃刀法」について見ていきましょう。

「銃刀法」は、正式名称を「銃砲刀剣類所持等取締法」といい、1958（昭和33）年に銃や刀剣などの取り締まりを目的として施行された法律です。

「銃刀法」

第2条（定義）

2. この法律において「刀剣類」とは、刃渡り15センチメートル以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り5.5センチメートル以上の剣、あいくち並びに45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフをいう。

第3条（所持の禁止）

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

1. 法令に基づき職務のため所持する場合

第4条（許可）

次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

わかりやすくまとめると、次のようになります。

・刃渡り15cm以上のものは「刀」、5.5cm以上のものは「剣」。

・法令に基づき職務のために所持する場合以外は、原則として所持は禁止。これに違反した場合、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。（第31条の16の1号）

・所持するには、都道府県公安委員会の許可を受けなければいけない。

・18歳未満の者、精神障害等の政令で定めた病気がある者、アルコールや麻薬中毒者、住居が定まらない者などは所持を許可されない。

また、刀剣については所持だけでなく携帯の禁止についても規定されています。

第22条（刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯し

てはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計つた刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

これに違反をした場合、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。(第31条の18の3号)

さらには、模造刀に関する規定もあります。

第22条の4（模造刀剣類の携帯の禁止）

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、模造刀剣類（金属で作られ、かつ、刀剣類に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう。）を携帯してはならない。

つまり、趣味として日本刀の模造刀を手に入れて、家で触ったり、眺めたりするのは問題ありませんが、外に持ち出してしまうと銃刀法違反で逮捕、20万円以下の罰金（第35条の2号）に処される可能性があるということです。

「刀剣女子」と呼ばれるマニアの人たちには、いくら模造刀とはいっても、その扱いには十分注意して法律を遵守して、趣味の世界を楽しんでほしいと思います。

反面、私たち居合道を志しているものにとっては、登録証の見直し、携行するときに外部の人が一見してそれと分かるような状態で、持ち歩かないなどの注意が必要です。

無論、一人稽古で自宅の中庭と言えど、ご近所さんから通報されないようにしなければなりません。

我々は稽古や試合という正当な理由があって携帯したり、車内に乗せて移動したりしますが、車に乗せっぱなし等はやめなければなりません。

© 公益社団法人 福岡県剣道連盟・福岡県剣道連盟 居合道部

第152号 平成31年3月1日発行

発行：福岡県剣道連盟居合道部

URL : <http://riai.info/>

発行人：井手友太

〒819-1132 糸島市有田 36 番地 -1

TEL:092-322-0847